

| No. | 圏域 | 大項目 | 中項目 | 項目 | 意見・質問等の概要 | 回答の概要 | その後の措置状況等 | 担当課 |
|-----|------|---------|----------|-------------------------------|---|--|--|--------|
| 1 | 02雲南 | 02地域医療 | 01医療提供体制 | 二次医療機関における医師の配置に係る調整機関の設置について | 雲南二次医療圏における医師は、人口10万対医師数において県内二次医療圏の中で最も低い数値となっている。大田市立病院の救急告示の取り下げや県西部における分娩制限等、他圏域も含め大きな影響があり、今後、自圏域で医療を守り、維持する必要がありますがますます高くなっていく。二次医療機関において、必要な診療科の医師が安定的に配置できるように調整機関の設置をお願いしたい。 | 医師が勤務する医療機関は、本人の希望や各大学医局の医師養成に対する考え方で決められており、現在の制度の上では、要望にあるような医師の配置調整機関を県が設けることは困難です。しかし、今後多数輩出される、地域枠や奨学金の貸与を受けた医師が安心して県内に定着することが喫緊の課題となっています。そのために、県としては地域医療支援センターを設け、県内に軸足を置いて医師がキャリア形成できるようにオール島根で支援していくこととしています。この取り組みの中で若手医師を確保するとともに研修先医療機関の調整をしていきたいと考えています。また、現役医師の県内招へいなどの従来からの医師確保対策の取り組みについても、今後も医療機関や市町村など関係機関とともに進めます。一方、医師の地域勤務を誘導していくためには、魅力ある病院づくり地域づくりが欠かせないことから、地元においても医療機関はもとより、地域住民一体となって取り組んで欲しいと思っております。県としてもこのような活動を支援していきます。 | 平成23年8月に「しまね地域医療支援センター」を設置し、キャリア支援により若手医師の県内定着促進を図ります。住民が主体となった地域を守る活動の支援を引き続き実施します。 | 医療政策課 |
| 2 | 02雲南 | 02地域医療 | 04その他 | 新病院の建設に対する支援について | 市立病院においては、病院の建設が大きな課題となっている。今後とも多方面での県からのご支援をお願いしたい。特に各診療科における医師の確保は病院機能においても重要な課題であり、この面からも医師の安定的な確保にご支援をお願いしたい。 | 新病院の建設計画については、具体の相談を受けていませんが、具体化の動きがあれば、相談をいただいた上で、必要な対応を検討します。 | 回答のとおり | 医療政策課 |
| 3 | 02雲南 | 04高齢者施策 | 01介護保険制度 | 介護保険法による認定調査業務委託について | 介護保険法では、認定調査の業務について指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設に委託することが出来るとされている一方で、小規模多機能居宅介護やグループホームには委託できないが、利用者の様子や状態を把握しているのにより正確な調査を行うことが出来ると思うので検討していただきたい。 | 認定調査の業務について、介護保険法では、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は介護支援専門員に委託できると規定されています。そのため、ご指摘のとおり小規模多機能型居宅介護事業者やグループホーム事業者は、この規定に該当しないことから業務委託できないこととなっています。現在、認定調査については、介護保険者又は市町村の職員が直接行うか又は先に説明した事業者へ業務を委託して実施している状況です。市町村職員が直接行うか又は業務を委託するのか、何れにしても認定調査を行うにあたっては、本人だけでなく、日常的に介護を行っている方、例えば、小規模多機能やグループホームの職員などから、日頃の介護の状況を聞き取るなどにより、高齢者の方の日常生活の状況を十分に把握して、認定調査を行うよう、指導をしているところです。県としては、認定調査員研修（新任・現任職員）や、市町村担当者との意見交換等を通じ、さらに適正な認定調査を実施するよう、引き続き、働きかけていきたいと思っております。 | 回答のとおり | 高齢者福祉課 |
| 4 | 02雲南 | 04高齢者施策 | 01介護保険制度 | 介護サービス情報の活用について | 介護サービス情報公表制度の目的は、利用者が介護サービス事業所を比較検討のうえ選択するための材料を提供することが目的となっているが、実際には利用者が必要な情報として活用されているのか | 介護サービスの情報を公表することは、利用者が介護サービスの事業者・施設に関する情報を入力し、介護サービスの選択に役立つことから、利用者の視点に立った制度として重要な意義があるものと考えています。現行の情報公表制度については、平成21年度の「介護保険制度サービス情報と利活用のあり方に関する（全国）アンケート調査」結果によれば、 ・公表制度のホームページについては、介護サービス利用者（家族）の約8割が「知らない」という状況 ・また、事業者・施設を選択するに当たり、実際にホームページを活用した介護支援専門員は、約3割という状況 があり、制度の活用度が低い状況がわかりました。こうしたことから、国において制度の見直しを検討され、その結果、年1回行われている調査の義務付けを廃止し、知事が必要と認める場合に、実施することとするなど、事務の軽減により、手数料によらずに運営される制度へと変更されることとなり、これらの制度改正を盛り込んだ「介護保険法等の一部を改正する法律」が、平成23年6月15日に成立し、24年度からの新制度の詳細が示される予定です。本県における利用状況については、上記のようなアンケート調査は実施していないため、活用される方までは把握していませんが、本県の公表制度のホームページアクセス件数の推移を見る限りでは、年々利用が増加しているところであり、引き続き県のホームページを通じて活用されるよう働きかけます。 | 回答のとおり | 高齢者福祉課 |
| 5 | 02雲南 | 04高齢者施策 | 01介護保険制度 | 地域密着型サービスの利用者負担軽減について | 地域密着型サービス（小規模多機能居宅介護やグループホーム等）の食費、居住費については、軽減措置の対象外とされるため、低所得者の利用者は利用が難しく、また特養入所が決まれば住み慣れた自宅や施設を離れてしまうケースがあるので、所得による経費の軽減措置の検討をお願いしたい。 | ご意見のとおり、小規模多機能居宅介護やグループホームの食費や居住費については、低所得者の負担軽減対策の対象となっていないことから、県としては、平成20年に県内の実態について把握するため、居宅介護支援事業者や認知症グループホームへ調査や意見聴取を行いました。その結果、「利用料が高いことが支障となって、グループホーム等のサービス利用が妨げられている」という回答が、約60%に及んでいたことから、国に対して、利用料の負担軽減策を講ずるよう要望してきました。現在、国においては、平成24年4月施行の介護保険制度の見直しの中で、グループホームの負担軽減を含め低所得者対策のありかたが検討されているところであり、県としては、この動向を注視しながら、必要に応じて対応を検討していきたいと考えています。 なお、全国一律の介護保険制度において、グループホームの食費や居住費などの利用料の負担軽減について、県単独で補助を行うことは、他のサービス利用者との公平性の観点から困難であると考えています。 | 低所得の要介護者が、グループホームに入居する場合の利用者負担の軽減については、H24より市町村が地域の実情に応じて実施できるようになりました。 | 高齢者福祉課 |

| No. | 圏域 | 大項目 | 中項目 | 項目 | 意見・質問等の概要 | 回答の概要 | その後の措置状況等 | 担当課 |
|-----|------|---------|----------|------------------------------|---|---|--|--------|
| 6 | 02雲南 | 06障がい施策 | 02精神保健 | 精神保健・福祉サービスの提供体制強化について | 精神疾患を病んでいても、病状によっては地域社会においてできる限り日常生活を営むことができるよう、又疾患を有する者及び家族や介護者がいつでも相談が受けられ、医療・福祉・生活支援等包括的・総合的に一貫して受けられるような提供体制の整備が必要。その為には精神疾患の予防や早期発見や保健・福祉サービスの提供が円滑にできるよう「アウトリーチ」の手法による提供や早期介入ができるよう「ACT」（包括型地域生活支援）の制度導入等島根県としても強力に進めて頂きたい。 | 心の健康に関する相談窓口としては、各保健所の「心の健康相談」や随時相談があり、必要に応じて医療や市町村、相談支援事業所等と連携を取りながら相談支援を行っています。なお、緊急な精神科医療を必要とする方への支援体制として、精神科救急情報センターを保健所（平日昼間）及びこころの医療センター（休日・夜間）に設置しています。 また、「精神障がい者地域生活移行支援事業」や、今年度から実施している「精神障がい者アウトリーチ推進事業」により、地域生活への移行と定着を図ろうとしているところです。 「精神障がい者アウトリーチ推進事業」については、今年度は出雲圏域、浜田圏域において実施を進めており、今後、他の圏域においてもこの事業が実施できるように、県としても、情報提供や助言を行うこと等により事業を推進したいと考えています。 | 回答のとおり | 障がい福祉課 |
| 7 | 02雲南 | 06障がい施策 | 02精神保健 | 精神障がい者家族への支援について | 本県において精神障がい者家族にだけ家族相談員制度が導入されていない。島精連としても家族相談員導入について検討しているところ。相談員導入により精神疾患についての知識の向上は勿論のこと、当事者への対応や家族の負担軽減がはかられると思うので、県としても協力等をお願いいたします。 | 精神障がい者家族の支援のために、島根県精神保健福祉社会連合会や各市町村の家族会により地域学習会や交流活動等が行われていることは承知しているところです。 家族会による相談活動については、専門知識を持った相談員が少ないために十分な相談対応ができていないことから、相談員を養成することへの要望と受け止めております。 現在、障害者自立支援法による相談支援事業所や地域活動支援センターが全圏域に設置され、当事者や家族への相談支援体制が整備されている状況であり、家族会の自主的な活動の支援にあたっては、他の団体とのバランスも考慮しなければならぬと考えております。なお、現在は、基金事業である島根県障がい者自立支援特別対策事業費補助金が活用できるので、これを有効に使っていただきたいと考えています。基金事業が終了する来年度以降については、国の補助事業等で使えるものがあれば、情報提供をしていきたいと考えています。 | 平成24年度は、国の基金事業が継続されることになり、島根県障がい者自立支援特別対策事業費補助金（精神障がい者の家族に対する支援事業）が活用できることとなりましたので、精神疾患に関する研修会の開催等、有効に使っていただきたいと思っております。今後も必要な情報提供を行ってまいります。 | 障がい福祉課 |
| 8 | 02雲南 | 06障がい施策 | 03障がい児対策 | 特別支援学校の設置について | 障がい児をもつ親からの強い希望を踏まえ次のとおり要望する。 1 雲南市圏域に特別支援学校の設置検討。 2 当面高等部の分教室の設置を早急にされたい。 | 【障がい福祉課回答】事前に県教育委員会に伝えたと同様、様々な課題があり、今後検討し、総合的に判断していく必要があると伺っています。教育委員会の所管事項であり、要望内容を教育委員会に伝えました。 【特別支援教育室】 ○特別支援学校及び分教室の設置については、 ①対象となる障がいの種類や障がいの程度はどうか、 仮に、平成21年度安来・瀬摩高校に設置した分教室と同様の形態を想定した場合、 ②雲南圏域のどこに設置するのかにもよるが、当該分教室への進路を希望する生徒が、今後どれぐらい見込めるのか、 ③分教室で学ぶ生徒に対して、将来の自立に向けてどう教育水準、あるいはどういう指導内容で教育していくのか、 ④教室や作業学習等のための施設の確保、生徒の安全性の確保、設置する高校の生徒とのスムーズな交流が行えるのか といった点を検討する必要がありますが、現在、雲南地域にそのような施設がすぐ用意できるという状況ではありません。 今後は、これらの課題についてどう整理するのか、あるいはどう工夫ができるのか地元教育委員会と共に検討・協議を続けていきたいと考えています。 | 回答のとおり | 障がい福祉課 |
| 9 | 02雲南 | 06障がい施策 | 03障がい児対策 | 中等部・高等部生徒が利用するサービス事業所の確保について | 中等部・高等部の生徒が夏休み等の長期休暇の際、又は放課後に利用可能な事業所が少ない。現在、日中一時支援又は移動支援サービス等で対応している事業所もあるが、当該サービスについて、生徒が利用する時間帯のみ職員を雇用し対応するのは困難な状況にあり、主として運営する事業所の職員が兼務し対応に当たっている。前述の状況の中、利用希望者は近年増加傾向にあり、事業所が定める定員数の2～3倍程度の利用希望者があり、今後受け入れ先の確保を検討する必要がある。 | 障がいのある方が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、各市町村では、関係機関との緊密な連携を図りつつ必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行っています。各市町村における障がい福祉サービス又は相談支援の必要量を見込み、具体的な支援方法あるいは地域課題の解決について協議を行う場として、各市町村に自立支援協議会が設置されていますが、ご指摘のような状況があるとすれば、市町村の自立支援協議会で十分議論していただく必要があると考えています。なお、県としては必要に応じ、広域的、専門的な見地から支援を行なうこととしております。 | 回答のとおり | 障がい福祉課 |

| No. | 圏域 | 大項目 | 中項目 | 項目 | 意見・質問等の概要 | 回答の概要 | その後の措置状況等 | 担当課 |
|-----|------|---------|----------|--------------------|--|--|-----------|--------|
| 10 | 02雲南 | 06障がい施策 | 03障がい児対策 | 養護学校高等部の設置について | 雲南圏域においては、いまだに養護学校高等部が設立されていなく、今後整備が望まれる。 | 教育委員会の所管事項であり、要望内容を教育委員会に伝えたところ、様々な課題があり、今後検討し、総合的に判断していく必要があると伺ったところです。 【特別支援教室】 特別支援学校及び分教室の設置については、 ①対象となる障がいの種類や障がいの程度はどうか、 仮に、平成21年度安来・遼摩高校に設置した分教室と同様の形態を想定した場合、 ②雲南圏域のどこに設置するのにもよるが、当該分教室への進路を希望する生徒が、今後どれぐらい見込めるのか、 ③分教室で学ぶ生徒に対して、将来の自立に向けてどう教育水準、あるいはどういう指導内容で教育していくのか、 ④教室や作業学習等のための施設の確保、生徒の安全性の確保、設置する高校の生徒とのスムーズな交流が行えるのか といった点を検討する必要がありますが、現在、雲南地域にそのような施設がすぐ用意できるという状況ではありません。 今後は、これらの課題についてどう整理するのか、あるいはどう工夫ができるのか地元教育委員会と共に検討・協議を続けていきたいと考えています。 | 回答のとおり | 障がい福祉課 |
| 11 | 02雲南 | 06障がい施策 | 06バリアフリー | 心のバリアフリー化への対応について | 10数年前から心のバリアフリー化の話がある。物理的バリアフリー（車歩道の改修等）はずいぶん進んできたが、障がい者は引け目を感じたり負担を感じて生活している。好んで障害を持って生まれてきたわけではないので、遠慮しないで社会にでてゆける仕組み作りを進めて欲しい。 心のバリアフリー化について、これまで行政はどのように対応してきたのか、またこれからどのように進めてゆこうとされているのか聞きたい。 | ご指摘のように、障がい者に対する理解が必ずしも十分とは言えないのが現状です。障がいの有無にかかわらず、県民が互いに支え合い、尊重し合いながら、共に生きる社会（共生社会）を築くことが重要であると考えています。また、障がいのある人が障がいのない人と同じように社会参加できることが重要です。このためには、県民の理解、共感、協力が必要であり、こうした認識のもとで、今年度から鳥根・鳥取両県の共同事業として「あいサポート運動」を実施しています。これは、広く県民に、様々な障がいの特性への理解を深めてもらい、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っている時にちょっとした助けを行うことができるよう、「あいサポーター」となってもらおうとするものです。こうした運動を地道に息長く続けていくことにより、障がい者も共に生きる共生社会の実現に向けて、県としても努力していきたいと考えています。 | 回答のとおり | 障がい福祉課 |
| 12 | 02雲南 | 06障がい施策 | 07その他 | グループホーム等の新設・増設について | 障害者自立支援法における旧法施設運営の経過措置が平成24年3月をもって満了する事に伴い、雲南圏域においても障がいを抱える者を夜間に支援する場が不足している現状にあり、ケアホーム・グループホームの新設・増設が求められる。今後も施設整備のための支援を継続していただきたい。 | 障がいのある方の地域生活の場としてのグループホーム、ケアホームの重要性は、これまでも十分認識し、県単での整備費補助をおこなってきたところです。県では障害福祉計画において、必要なサービス量を見込んで数値目標を設定しており、今年度は、平成24年度から26年度までを計画期間とする第3期障害福祉計画を策定することとしています。この計画の中で、今後必要となるサービス量を整理し、この計画に基づいて、国庫補助金や県単の補助制度を活用しながら、計画的に整備を進めたいと考えています。 | 回答のとおり | 障がい福祉課 |
| 13 | 02雲南 | 06障がい施策 | 07その他 | 障がい者施設等の防災計画について | 鳥根県においても、原発設置県であり、3.11以来目に見えない「核」線量の恐怖を感じている障がい者施設も多いと思う。松江圏域、出雲圏域は勿論、雲南圏域においても30km内にあり、防災避難訓練の見直しが必要になると思う。また、雲南市内においては、尾原ダムも完成したが、漏水問題も発生した。ダム決壊でもなれば下流の住民は大きな被害を受ける。障がい者施設も多くあり、当事者の間でも余分な心配を抱えている。これらを踏まえて、防災計画も大きく見直しが必要かと思うが県としての考えはどうか。 | 今回の福島原発の事故を受けて、防災計画の見直しが必要となりますが、この前提となるEPZ（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲）等については、国の方針が明らかになっていない状況です。 この国の方針が示されるのには時間がかかると思われるので、県独自にできることからやっていくことにしております。 健康福祉部においては、広域的な避難が必要になった場合に、障がい者や高齢者などの要援護者について、要援護者の特性に応じた情報伝達の手段、避難の手段や支援者の確保、避難所における特別な配慮の要否など、様々な観点から検討を進めていく必要があると考えております。 具体的には、30km圏内の施設に要援護者が何人いるのか、移動する際に特別な配慮が必要な人が何人いるのか、避難先として想定される場所はどこかなどについて、市町村や関係施設の協力をいただきながら、基礎資料の収集を始めたところです。 なお、雲南圏域では、30km圏内に障がい関係の入所施設としては、ケアホーム・グループホームが6箇所あります。 | 回答のとおり | 障がい福祉課 |